

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2025 年 1 月

米国最新法律情報 No.137

独占禁止法・競争法ニュースレター No.40

米国 HSR 企業結合届出の基準額及び手数料の改定（2025 年）

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大久保 涼

弁護士・ニューヨーク州弁護士 佐藤 恭平

はじめに

2025 年 1 月 10 日、米国連邦取引委員会（以下「FTC」といいます。）が、Hart-Scott-Rodino Act（以下「HSR 法」といいます。）に基づく企業結合届出（以下「HSR ファイリング」といいます。）に関して、HSR ファイリングが必要となる届出基準額及び手数料の金額の改定（以下「本改定」といいます。）を発表しました¹。本改定による新しい基準額は、2025 年 2 月 21 日（効力発生日）以降にクロー징を迎える取引に適用されることとなります²。

2024 年 2 月に発行したニュースレター³でもご紹介したとおり、HSR ファイリングの届出基準等については、米国の国民総生産（GDP）の増減を勘案して毎年改定されています。本改定により HSR ファイリングが必要になる取引の範囲が変わり、M&A 取引の実務にも影響があるため、本ニュースレターでは、HSR ファイリングの届出要件の概要及び本改定の内容をご紹介します。また、本ニュースレターの末尾では、FTC より別途発表された Clayton Act（以下「クレイトン法」といいます。）第 8 条に基づく役員兼任禁止の基準額の変更についてもご紹介いたします。

なお、2024 年 11 月に発行したニュースレター⁴でご紹介していた HSR 企業結合規則の改正（HSR ファイリングの提出時に当事者が提供すべき情報や書類の範囲を大幅に拡大するもの）については、2025 年 2 月 10 日に効力が発生することになっていますが、2025 年 1 月 10 日に米国商工会議所（The Chamber of Commerce of the United States）らにより改正規則の効力の差止めを求める訴訟がテキサス東部地区地方裁判所において提起されたこと⁵等から、予定通り 2025 年 2 月 10 日に効力発生となるかは不確実な状況であり、今後の動向を注視する必要があります。

¹ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/01/ftc-announces-2025-update-size-transaction-thresholds-premerger-notification-filings>

² <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/22/2025-01518/revised-jurisdictional-thresholds-for-section-7a-of-the-clayton-act>

³ 当事務所発行の米国最新法律情報 No.110/独占禁止法・競争法ニュースレターNo.28「米国 HSR 企業結合届出の基準額及び手数料の改定（2024 年）」（2024 年 2 月）

⁴ 当事務所発行の米国最新法律情報 No.131/独占禁止法・競争法ニュースレターNo.39「米国 HSR 企業結合届出規則の改正について」（2024 年 11 月）

⁵ <https://www.uschamber.com/assets/documents/Complaint-Chamber-of-Commerce-v.-FTC-E.D.-Tex.pdf>

HSR ファイリングの概要及び本改訂の内容

HSR 法の下では、議決権付き証券又は資産を取得する一定の要件を満たす企業結合について、当事者が FTC 及び米国司法省に対して事前届出を行うことが求められ、届出受理から一定期間（待機期間）の取引実行が禁止されます。かかる HSR ファイリングが必要となるか否かは、原則として、①通商要件（Commerce Test）⁶、②取引規模要件（Size of Transaction Test）、及び③当事者規模要件（Size of Person Test）により判断されます⁷。

上記②の取引規模要件について、取引規模（取引の結果、買収者が保有することになる議決権付き証券又は資産の価値）が一定の基準額を超えない場合には、HSR ファイリングは不要となります。かかる取引規模要件の基準額は、本改定により 126.4 百万ドルとなります（2024 年の基準額は 119.5 百万ドル）。

他方、取引規模が 126.4 百万ドル（本改定後の基準額。以下、いずれも同様です。）を超え、505.8 百万ドル以下の場合には、③の当事者規模要件を満たした場合にのみ HSR ファイリングが必要になります。そして、取引規模が 505.8 百万ドルを超える場合には、③の当事者規模要件にかかわらず、HSR ファイリングの提出が必要になります。

③の当事者規模要件は、以下のいずれかに該当する場合に満たされることになります。

- (i) 買収者の売上高又は総資産が全世界で 252.9 百万ドル以上、かつ、被買収者（製造業）の売上高又は総資産が全世界で 25.3 百万ドル以上である場合
- (ii) 買収者の売上高又は総資産が全世界で 252.9 百万ドル以上、かつ、被買収者（非製造業）の総資産が全世界で 25.3 百万ドル以上である場合
- (iii) 買収者の売上高又は総資産が全世界で 25.3 百万ドル以上、かつ、被買収者の売上高又は総資産が全世界で 252.9 百万ドル以上である場合

元の法令上の基準額、2024 年に改定された基準額及び 2025 年（本改定後）の基準額については以下をご覧ください。

	元の法令上の基準額	2024 年の基準額	2025 年の基準額
取引規模基準	50 百万ドル	119.5 百万ドル	126.4 百万ドル
取引規模基準（この基準額を超えると当事者規模要件にかかわらず届出が必要となる）	200 百万ドル	478 百万ドル	505.8 百万ドル
当事者規模基準	10 百万ドル及び 100 百万ドル	23.9 百万ドル及び 239 百万ドル	25.3 百万ドル及び 252.9 百万ドル

HSR 法に基づく報告の閾値（notification threshold）も、それぞれ以下のとおり改定されています。ある取引について上記の取引規模要件や当事者規模要件を満たして HSR ファイリングが必要となった場合、HSR ファイリング時に以下のいずれの報告閾値を超える取引かを明示することになります。買収者は、当該 HSR ファイリングの待機期間が終了した後 1 年間、明示された報告閾値を超える（但し、それよりも上の報告閾値を超えない）取引を実行することができます。そして、かかる取引の実行後、待機期間の終了後 5 年間は、買収者が同じ被買収者の議決権付き証券を追加で取得したとしても、HSR ファイリング時に明示していた報告閾値よりも上の閾値

⁶ 企業結合取引の一方当事者が通商に従事していること又は通商に影響を及ぼす事業活動に従事していることが要件とされており、通常の企業結合取引はかかる通商要件を充足することになると考えられます。

⁷ その他、HSR 法ではファイリングが不要となる様々な適用除外（例えば、一定の外国会社の議決権付き証券の取得に関する適用除外等）が定められていますが、本ニュースレターではかかる適用除外の説明は割愛いたします。

を超えない取引については、新たに HSR ファイリングを行う必要はありません。

元の法令上の基準額	2024 年の基準額	2025 年の基準額
50 百万ドル	119.5 百万ドル	126.4 百万ドル
100 百万ドル	239 百万ドル	252.9 百万ドル
500 百万ドル	11.95 億ドル	12.64 億ドル
25%（但し、10 億ドルを超える場合）	25%（但し、23.9 億ドルを超える場合）	25%（但し、25.29 億ドルを超える場合）
50%（但し、50 百万ドルを超える場合）	50%（但し、119.5 百万ドルを超える場合）	50%（但し、126.4 百万ドルを超える場合）

また、本改定により HSR ファイリングの手数料の額にも変更がありました。本改定後の HSR ファイリングの手数料の金額は以下のとおりです。

取引規模	HSR ファイリングの手数料
126.4 百万ドル～179.4 百万ドル未満	30,000 ドル
179.4 百万ドル～555.5 百万ドル未満	105,000 ドル
555.5 百万ドル～11.11 億ドル未満	265,000 ドル
11.11 億ドル～22.22 億ドル未満	425,000 ドル
22.22 億ドル～55.55 億ドル未満	850,000 ドル
55.55 億ドル以上	2,390,000 ドル

上述のとおり、本改定後の届出基準は効力発生日以降にクロージングを迎える取引に適用され、本改定後の HSR ファイリングの手数料は、効力発生日以降に行われる HSR ファイリングに適用されることになります。

また、HSR 法に違反した場合の罰金（civil penalty）の上限額についても、一日当たり 51,744 ドルから、一日当たり 53,088 ドルに変更されました（当該変更の効力発生日は 2025 年 1 月 17 日）。

クレイトン法第 8 条に基づく役員兼任禁止の基準額の変更

クレイトン法第 8 条は、一定の要件を満たす競合する二つの会社の取締役（director）や執行役（officer）の兼任を禁止しているところ、FTC は、効力発生日を 2025 年 1 月 22 日として、クレイトン法第 8 条の兼任禁止に関する基準額の変更についても発表しました⁸。新たな基準額の下では、競合する会社のそれぞれの資本金、剰余金及び未処分利益の合計額が 51,380,000 ドルを超える場合で、かつ、両者の競合する売上高がそれぞれ 5,138,000 ドル以上の場合には、一定のセーフハーバーに該当しない限り、原則として役員兼任が禁止されることになります。

2025 年 1 月 29 日

⁸ <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/22/2025-01513/revised-jurisdiction-thresholds-for-section-8-of-the-clayton-act>

[執筆者]

**大久保 涼**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

1999 年東京大学法学部卒業。2006 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2006 年～2008 年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2007 年ニューヨーク州弁護士登録。2018 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、バンキング取引、宇宙ビジネスをはじめとするテクノロジー案件、不動産取引、金融取引規制その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。

**佐藤 恭平**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 カウンセル)

kyohei_sato@noandt.com

2006 年早稲田大学法学部卒業。2008 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015 年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance Law)。2009 年弁護士登録 (第一東京弁護士会。2014 年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015 年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&A を中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、ニューヨークを拠点として、M&A、紛争対応、企業結合規制対応等を中心に、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や典拠の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。